

業 務 等 回 答 書

提出日： 令和7年 5月 30日

発 注 機 関 名	長野県教育委員会事務局 教育政策課	公 告 日	令和7年 5月 22日
業 務 名	次期県立学校ネットワークシステム環境整備業務		
質 問 内 容	①仕様書5.2.4 P26 表21 校内LAN について 学校内に設置されている中継スイッチハブの機器更新を実施した後の、現行設置機器については、当該学校内に集積しお渡しすればよいでしょうか。 ②賃貸借契約書（案） 第5条（契約保証金）について 契約保証金の免除の要件はございますでしょうか。 無い場合は、契約額の〇%などの規定はございますでしょうか。		

回答日： 令和7年 6月 4日

回 答	①中継スイッチハブの機器更新をした後の、現行設置機器について 更新前の中継スイッチハブについては、基本的に回収いただき、適切に廃棄、処分いただきたいと思います。 なお、高校再編などの都合により、学校によって、一時的な継続利用等が必要な場合には、個別に対応を協議させていただきたいと考えています。 ②契約保証金について 県の財務規則第142条の規定により、契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とすることとされています。 また、同規則第143条の規定により、「契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき」や「契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき」などのいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができることとされています。 詳細は、当該規定を参照ください。
-----	---